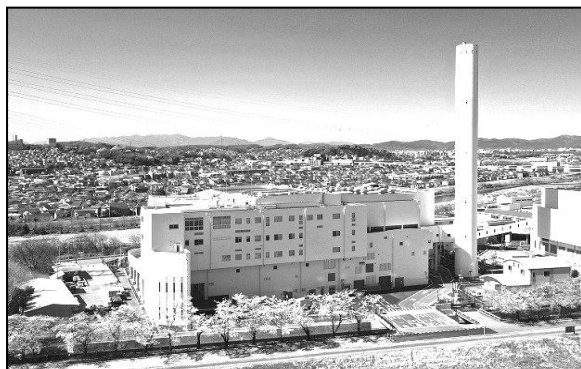


ごみゼロ推進員（廃棄物減量等推進員）のしおり



浅川清流環境組合
(可燃ごみ処理施設)



日野市クリーンセンター
(プラスチック類資源化施設)

令和 5 年 7 月

環境共生部ごみゼロ推進課

廃棄物減量等推進員(ごみゼロ推進員)とは、

「廃棄物減量等推進員(日野市では、「ごみゼロ推進員」と呼んでいます)」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に位置づけられた、ごみの発生抑制を進めていくための廃棄物減量等推進員制度に基づくものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

ごみ減量には、各地域と行政がきめ細かい情報交換を行いながら地域に密着した啓発活動を行うことが必要です。そのため日野市では、各自治会から推進員のご推薦をいただいております。



ごみゼロ推進員の皆さまは、地域と市を結ぶ窓口です。
市はみなさまの力をお借りして、地域と連携しながらごみ減量施策等を進めていきたいと考えております。ご協力よろしくお願いたします。

任期は？

任期は2年間(令和4年7月から令和6年3月まで)となっております。途中で交代しても構いません。

任期中に交代された場合は、変更された旨をごみゼロ推進課にご連絡ください。
推進員変更届の用紙をお手元にお送りしますので、ご提出をよろしくお願いいたします。

具体的にどのような仕事をするのか？

1. 年2回の研修会

推進員のみなさんにできるだけ研修会等にご参加いただき、市のごみ減量の取り組みやごみ処理の現状を学び、市から市民のみなさんをお願いしたい事項を含めて自治会や地域のみなさんにお伝えいただきたい。

例) 自治会等の役員会、班長会などで報告資料の回覧(ごみゼロ推進員のコメントなどがあると効果あり) など



2. 「ダンボールコンポスト」(生ごみを堆肥化する容器)の普及
生ごみの堆肥化によるごみの資源化を進めています。



※ 説明会等を実施していますので、ぜひご参加ください。詳細は「ダンボールコンポスト使い方講習会」を「広報ひの」、「エコー」等でご確認ください。

3. 日野市クリーンセンター等の見学の推進

自治会のみなさんで、ぜひ、施設見学にいらしてください。

実際にプラスチック類資源化施設や可燃ごみ処理施設を見学することによってごみの出し方やごみの分類、分別、資源化の必要性が分かります。

ご予約は、プラスチック類資源化施設についてはクリーンセンター施設課にお願

いします。

☎ 042-581-0444

また、可燃ごみ処理施設の見学は、浅川清流環境組合にお願いします。

☎ 042-506-2923

現在のごみ量

市民1人1日あたりのごみ排出量は令和4年度実績で597gとなり、平成12年のごみ改革以来最も少ない量となりました。引き続き、ごみ減量・資源物のリサイクルをすすめる持続可能な社会づくりにご協力をお願いします。

4. リチウムイオン電池、蛍光灯、電池の不適正な排出は「危険です」。

- ・ 自治会や地域のみなさんにぜひ、お伝えください。
- ・ 市が指定した方法以外で有害ごみの排出は、**車両火災**や**環境汚染、処理施設の故障・事故**が発生します。
- ・ リチウムイオン電池、蛍光灯、電池は適正な排出(有害ごみ)をする。

※ ごみを収集・処理する時に発火する恐れがあります。

※ 蛍光灯や電池に含まれる水銀等は地域環境を悪化させます。

※ 「有害ごみ」としてプラスチック類ごみ袋の横に排出してください。

ごみ減量の取り組み

- ① Refuse リフューズ ごみになるものを持ち込まない（発生回避）
- ② Reduce リデュース 出るごみを減らす（発生抑制）
- ③ Reuse リユース 何度も使う（再使用）
- ④ Return リターン 販売店へ返す「容器包装お返し大作戦」（返却）
- ⑤ Recycle リサイクル 資源物は分別し、有効活用する（再生利用）



日野市は Refuse リフューズ(発生回避) を 最重要事項 と位置付けています。

使い捨て容器や過剰包装の製品はなるべく買わない。お出かけの際はできるだけマイバッグやマイボトル等を持参しましょう。

また、Return リターン(返却)も強く推奨しています。

「容器包装お返し大作戦」にご協力をお願いします。スーパーなど、市内 24 店舗に拡大！

「お返し&お買い物」で、資源のリサイクルに取り組むお店を応援しましょう！

生ごみ(可燃ごみ)の減量 すぐに実行できるポイント

- ① 可燃ごみの約半分は生ごみです。生ごみを減らす工夫をお願いします。

また、食材は、使いきる工夫、食べきる工夫をお願いします。

発生した 生ごみの半分以上が水分です。



・水分をできるだけ吸わせない。

・捨てる前に水分をひとしぼりする。

- ・乾燥させて重量や量(かさ)を減らす。
- ・生ごみ処理器等を利用し、堆肥化する。

○ 堆肥化

- ・生ごみ処理器を購入する際に半額補助(上限額有・電気式不可・購入前にご相談下さい)を行っています。

ごみゼロ推進課 ☎ 042-581-0444

- ・“ダンボールコンポスト”（ベランダ等で簡単に生ごみの堆肥化ができる）も頒布(自己負担500円)しています。

石田環境プラザ ☎ 042-584-3317

② 雑誌雑紙類（名刺サイズより大きな紙類）

名刺サイズより大きな紙類は資源になります。可燃ごみではなく、紙袋に集めて雑誌・雑紙類の日に出しましょう。

本や広告、パンフレットなどは、まとめてひもで縛って排出してください。

禁忌品(リサイクルできない紙類)

以下のものはリサイクルできない紙類です。可燃ごみに出してください。

・臭いのついた紙類（石鹼箱、線香の箱など）、写真、和紙、半紙、ビニールコートされた紙、^{ろう}蠟加工された紙（紙コップなども）、金紙・銀紙・油紙、^{しょうかてんしゃ}昇華転写紙^{なっせん}（捺染紙、アイロンプリント紙）、アルミコーティング紙、プラスチック紙、シュレッダーをかけた紙類 など

禁忌品目の紙類は、紙を再生する際、匂いを付けたり、色が染みだして再生紙とな

らない紙類です。必ず、可燃ごみで排出しましょう。

③ 容器包装プラスチック類等（ペットボトル、トレー、紙パックなど）

店頭で回収しているペットボトルやトレー、紙パックなどの資源物は、市の回収ではなく、出来るだけスーパー等のルールに守って“容器包装お返し大作戦”を行い、店頭回収ボックスに戻しましょう。

生産者側の責任で、回収・リサイクルしてもらいましょう。

新聞もできるだけ新聞販売店の回収や地域で行う集団回収に出しましょう。

